昭和信用金庫
サポートプラザ

毎月第2・3・4 **水** 曜日は

オンライン相談も可能です。

経営に関する

専門家相談会

相談料 **無料**

第 2 水曜日　「税理士相談会」　相談員協力：TKC 東京都心会

ご相談いただける内容　事業の相談、事業計画、事業承継、相続税、贈与税、暮らしの税金の相談等

第 3 水曜日　「弁護士相談会」　相談員協力：東京三弁護士会

ご相談いただける内容　事業に係る法律問題はどんなことでもご相談ください。

第 4 水曜日　「社会保険労務士相談会」

相談員協力：東京都社会保険労務士会世田谷支部

ご相談いただける内容　社内規定の制定･見直し、各種助成金、労働･社会保険、働き方改革対応等、人事･労務に関する経営課題

［相談時間］　第 2・3・4 水曜日　①13：00　②14：00　③15：00

専門家相談会は、下記「昭和信用金庫サポートプラザ」で開催いたします！

申込方法

お近くの店舗、または昭和信用金庫（0120-872-315）にお申込み下さい。なお、相談の時間帯は先着順となりますので、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承願います。

[予約受付時間]
平日 9：00 ～ 17：00 まで

相談料　**無料**

開催日　**平日**

時間　**【完全予約制】** 第 2・3・4 水曜日　13：00 ～ 15：00　（一回 45 分）

場所　**シモキタフロント 1 階　昭和信用金庫 ATM コーナー隣**
世田谷区北沢 2-24-5（下北沢駅東口徒歩 1 分）

令和8年4月1日現在

【昭和信用金庫 店舗一覧】

本店 ☎(3422)6181	烏山支店 ☎(3300)1361	多摩川支店 ☎042(481)6211	つつじが丘支店 ☎042(482)0211
新宿支店 ☎(3342)3821	大橋支店 ☎(3469)0315	池の上支店 ☎(3422)3141	三鷹支店 ☎0422(47)3131
三軒茶屋支店 ☎(3421)6101	明大前支店 ☎(3323)0511	下高井戸支店 ☎(3321)4155	東小金井支店 ☎042(384)1521
京橋支店 ☎(3552)4091	えびす支店 ☎(3444)4211	笹塚支店 ☎(3328)0151	桜上水支店 ☎(3329)3241
経堂支店 ☎(3420)4121	八幡山支店 ☎(3329)1021	上北沢支店 ☎(3302)8111	

ほうじん北沢 ―北沢法人会 広報誌―　第387号　令和8年11月1日発行

ほうじん北沢

Houjin Kitazawa

2026年
秋・11月号
No.387

New特集

「Close-up（クローズアップ）」No.9

大谿山 豪徳寺

第三十六世住職 **粕川徹哉 様**

北沢法人会　梅丘支部



写真:ご住職を中心に山門前にて豪徳寺の方々と。

令和九年度 税制改正に関する提言

中村朱美氏 公開講演会

北澤八幡神社例大祭 縁日出店

公益社団法人 北沢法人会
www.kitazawahoujinkai.or.jp

公益社団法人北沢法人会　今後の予定

■11月5日(木)13:30～16:30　年末調整等説明会
／うめとぴあ　研修室A
令和８年分年末調整、法定調書及び給与支払報告書に関する説明会です。

■11月12日(木)／烏山区民センター広場
11:00～15:00「税を考える週間」オープニングセレモニー
※11/11(水)～11/17(火)は「税を考える週間」です。「税」に関する理解を深めましょう～

10:00～16:00　「献血」　冬は「血液」が不足します。
みなさまのご協力をお願い申し上げます。

■11月16日(月)16:00～18:30　令和８年度　納税表彰式・懇談会
／三軒茶屋キャロットタワー　法人会から7名が受彰。

■11月19日(木)13:30～16:00　新設法人説明会
／北沢法人会館　法人を設立した方へ「法人税」「消費税」「源泉所得税」の計算、申告・納付に至るまでをわかりやすく解説!

■11月20日(金)13:00～16:00　税理士相談(相談者募集中)
／北沢法人会館　税理士会北沢支部の税理士先生が、マンツーマンで相談にのってくれます!

■11月25日(水)16:30～17:30　女性部会主催「第16回税に関する絵はがきコンクール 表彰式」
／梅丘パークホール　今年は小学生から1028枚の絵はがきの応募があり、厳正な審査をへて、たくさんの優秀な作品が選ばれました。

■11月29日(日)9:00～13:00　梅丘支部「しろやまフェスティバル」
／世田谷区城山小学校　お時間のある方は遊びにきてください。

■12月10日(木)13:30～16:00　決算法人説明会(参加募集中)
／北沢法人会館　決算をむかえる法人の方へ、税金の申告、納付について、税理士会の税理士、北沢税務署の職員がわかりやすく解説!

■12月11日(金)13:00～16:00　税理士相談(相談者募集中)
／北沢法人会館　税理士会北沢支部の税理士先生が、マンツーマンで相談にのってくれます!

※お申込みお問合せは北沢法人会までお気軽にどうぞ。
Tel. 03-5450-7121
Fax. 03-5450-7122
◀HP　Mail▶
mail: info@kitazawahoujinkai.or.jp

地域通信

サンタ電車に乗ろう!サンタ大募集!
12/13(日)13時～16時
世田谷線サンタ電車でサンタに扮して、一緒にイベントを盛り上げてくれる方募集! 参加費:2,000円
先着70名募集! ※サンタの衣装は各自で。

困窮家庭の子どもに寄付を!!
子どもたちにクリスマスプレゼントを!
世田谷の困窮世帯にお届けします。
<寄付金お振込先>
みずほ銀行 世田谷支店(212) 普通 3082861
サンチャニサンタガヤッテクルジッコウイインカイ

寄付・イベントの詳細・申込はコチラ

第36回 ボウリング大会 12/8(火)18時集合／経堂ボウル／3,500円
必ず貰える賞品、参加者絶賛受付中!!定員56名、お早めに【事務局】までお申し込みを!!

ほうじん北沢
Houjin Kitazawa
2026年 秋・11月号 No.387
公益社団法人 北沢法人会 広報誌
第387号
令和8年11月1日発行



梅ヶ丘駅から徒歩2分「北沢法人会館」

CONTENTS

今後の予定／コンテンツ 1
New特集「Close-up」No.9
大谿山 豪徳寺　第三十六世住職 粕川徹哉 様 ....2～4
新署長着任挨拶／署幹部紹介 ....5･6
税務署 表敬訪問／堀込前署長ほか離任者ご来局 7
税務協力団体「意見交換会･税務懇談会」 8
令和9年度税制改正に関する提言 9
第42回法人会全国大会(茨城大会)／令和8年度　初級簿記講座　修了式／組織･厚生委員会「福利厚生制度･推進会議」 10
公開講演会　株式会社minitts 代表取締役 中村朱美氏 11
北澤八幡神社例大祭　縁日出店&反省会 12
北沢税務署からのお知らせ ....13･14
連載 経理の知識　税理士 川辺洋二 15
連載 大切ですよ!就業規則 第91回　社会保険労務士 武石 晃一 16
連載 No38ペンギン先生の居眠り法律相談所　弁護士 山崎由紀子 17
世田谷都税事務所からのお知らせ／特退共からのお知らせ 18
支部･部会･委員会活動　代沢･代田支部／経堂支部／梅丘支部／明大前支部／桜上水支部 ....19･20
千歳台･船橋支部／南烏山･粕谷支部／給田･北烏山支部／青年部会／女性部会 ....21･22



New特集
「Close-up(クローズアップ)」No.9

大谿山 豪徳寺
第三十六世住職 粕川徹哉 様
北沢法人会 梅丘支部

招き猫が結ぶご縁、豪徳寺が紡ぐ歴史



招福猫児(まねきねこ)の寺として知られ、国内外から多くの人が訪れる豪徳寺。その歴史は室町時代にさかのぼり、江戸時代には彦根藩井伊家の菩提寺となりました。長い歴史の中で受け継がれてきたもの、招き猫に込められた意味、そして地域とのつながりについて、ご住職にお話を伺いました。

●インタビュアー:広報委員 岡本さん、飯塚さん、村上さん。

■世田谷の歴史とともに

岡本:豪徳寺の始まりについてお聞かせください。近くには吉良氏ゆかりの世田谷城址もありますね。

住職:豪徳寺の前身は弘徳院という小さなお寺でした。すぐ隣には世田谷城址がありますが、もともとはその城の敷地内にあったお寺ではないかと思います。今のような広い境内になったのは、江戸時代に井伊家の菩提寺となり、寄進を受けてお堂などが整備されてからですね。

この辺りは井伊家の領地で、世田谷の十五の村を治めていました。農作物を納めたり、江戸屋敷の普請に必要な人手を出したりしていた記録もあります。それを取り仕切っていたのが、現在も代官屋敷として知られる大場家です。

飯塚:井伊家とのつながりは、現在も続いているのですか。

もちろん続いています。井伊家の本家は彦根にあり、分家の方は東京にもいらっしゃいます。お盆にはお墓参りに来られますし、大きな行事には本家の方にもご参列いただくことがあります。

豪徳寺が井伊家の菩提寺となったのは、二代藩主の井伊直孝公の時代です。直孝公が亡くなられた後、戒名「久昌院殿豪徳天英大居士」の「豪徳」の二文字をいただき、豪徳寺という寺号になりました。

■建物と資料が伝える歴史

村上:長い歴史を伝える建物や資料も数多く残されているそうですね。

住職:平成の終わりから令和にかけて建物を改修した際、長年手をつけていなかった納戸を整理する機会がありました。古い資料が出てきたので世田谷区の教育委員会に相談したところ、調査していただくことになったんです。弘徳院の時代の吉良家との関係を示した古文書や井伊家に関する多くの古文書・書画が見つかりました。まだ整理していない場所もあるので、今後も確認していきたいと思っています。





「江戸名所図会」の「世田谷区豪徳寺図」を示しながらお話をされるご住職。インタビュアーは飯塚さん、岡本さん、村上さん。

境内の仏殿は、直孝公の娘である亀姫が父の供養のために寄進した建物です。亀姫は黄檗宗（おうばくしゅう）を信仰していたので、豪徳寺は曹洞宗ですが、仏殿には黄檗宗の様式が取り入れられています。

また、皆さんが今いらっしゃるこの書院も、実は旧佐倉藩堀田家の江戸屋敷内にあった建物を譲り受け、関東大震災後に移築したものなんです。同時に整備された庭園は「種月園」と呼ばれています。

こうした建物を守ることはもちろん大切ですが、改修に携わる職人さんからは、若い人たちと一緒に仕事をすることで昔の建築技術を伝えられる事がありがたい、とも言われます。建物だけでなく、その技術も次の世代につないでいきたいですね。

■招福猫児が結ぶ「ご縁」

岡本:豪徳寺といえば招き猫です。その由来を改めてお聞かせください。

住職:井伊直孝公が鷹狩りの帰りにこの辺りを通りかかったとき、弘徳院の門前に一匹の白い猫がいたそうです。その猫が手招きをするようなしぐさをしたので、お寺に立ち寄られた。

和尚さんから仏教の話などを聞いているうちに雨が降り、雷も鳴り始めたそうです。猫に招かれたことで雨にぬれず、和尚さんからありがたい話も聞けた。直孝公はこれも何かのご縁だと感じられたのでしょう。それが後に菩提寺となるきっかけになったと伝わっています。

猫は当時の和尚さんが大切に飼っていた猫で、招福観音様のお使いとも伝えられています。

飯塚:豪徳寺の招き猫は、小判を持っていませんね。

住職:そうなんです。一般的な招き猫には小判を持っているものもありますが、うちの猫はただ手招きをしているだけです。招き猫は、何かを直接与えてくれるのではなく、ご縁のきっかけを作ってくれるものなんです。そのご縁をどう生かすかは、それぞれの人次第だと思います。

ですから、お参りに来られた方にも、猫が招いてくれたご縁や出会いを大切にしてください、とお話ししています。

村上:彦根市の人気キャラクター「ひこにゃん」にも関係があるのでしょうか。

住職:ひこにゃんは豪徳寺の猫をモチーフにしています。井伊家と豪徳寺のご縁が、今もいろいろな形で続いているということですね。

■ご縁に導かれ、住職へ

岡本:ご住職は豪徳寺の第三十六世で、先代はお父様だそうですね。

住職:はい。ただ、もともと豪徳寺は世襲で継いできたお寺ではなく、師匠と弟子の関係で受け継がれてきました。

私の祖父は高崎のお寺の住職をしていましたが、その後、小田原で小さなお寺を継ぎました。父の将来を心配していた祖父が、ご縁のあった豪徳寺に父を弟子入りさせたんです。

父は小学校の教員をしながら豪徳寺を手伝い、後に教員を辞めて寺に入りました。父の師匠が亡くなった後、兄弟子が継いでその後父が第三十五世となり、私がその後を継ぎました。そうしたご縁がなければ、今ここに私はいなかったかもしれません。

飯塚:ご自身も幼い頃から僧侶になると決めていらしたのでしょうか。

住職:何となく自分が継ぐんだろうとは思っていましたが、お経を読み始めたのは高校生の頃だったと思います。大学では理系の研究にも興味がありました。

そんな時、母方の祖父から、お寺には檀家さんのご先祖を守り、仏様の教えを伝えていく責任があるんだ、と言われたことが心に残っています。

大学を卒業してからは永平寺で二年半ほど修行しました。寒さも厳しく、食べることばかり考えていた時期もありましたね（笑）。でも今振り返ると、一つのことだけに集中できた、とてもありがたい時間だったと思います。

■地域とともに、これからも

村上:近年は海外からの参詣者も増えましたね。

住職:コロナ禍の前から少しずつ増えていましたが、収束後は本当に多くの方が来られるようになりました。世界各地から来られた方が楽しそうに写真を撮っている姿を見るのは、ありがたいことです。

一方で、ここは住宅地でもあります。近隣の方々の生活や、お墓参りに来られる檀家さんへの配慮も必要です。皆さんに気持ちよくお参りしていただけるようにしていきたいですね。

岡本:豪徳寺には井伊直弼のお墓があり、近くの松陰神社には吉田松陰が祀られています。

住職:幕末には立場の違う二人でしたが、日本を何とかしたいという思いは同じだったのではないでしょうか。

思想や立場は違っても、時代が違えばまた別のことができたかもしれませんね。

歴史の好きな方が豪徳寺と松陰神社の両方を訪ねることもあります。こうした歴史が近い場所に残されているのも、この地域の特徴ですね。

岡本:豪徳寺と地域との関わりについて、どのようにお考えですか。

住職:災害が起きたとき、地域の皆さんと協力して、いざとなれば避難できる場所になることも大切だと思っています。近くには学校や国士舘大学、区役所もあります。若い人たちの力も借りながら、連携していく必要がありますね。

地域とのつながりということでは、世田谷線の招き猫電車もありますね。実はあれ、私が東急さんに提案したんです。私は電車が好きなものですから（笑）。記念企画の相談を受けたとき、招き猫の電車を走らせてほしいとお願いしました。

最初は期間限定でしたが、皆さんに喜んでいただいて復活しました。踏切で待っていて猫電車が来ると、何となく幸せな気持ちになりますよね。子どもたちにも喜んでもらえて、うれしいです。

村上:本日は貴重なお話をいただき、ありがとうございました。最後に、地域の皆さんへメッセージをお願いします。

住職:豪徳寺は猫が招いてくれたご縁をいただいたお寺ですから、これからも出会いを大切にしていきたいと思います。

人と人との出会いもそうですし、自分が求めていたものとの出会いもあるでしょう。機会やきっかけが、何事も始まりだと思うんです。そういうご縁を大切にしていきたいですね。



この日、あいにくの雨だったが、多くの参拝客が受付に並んでいた。外国の方が多い。



直孝公と同じく、ご住職のお話を伺ううちに雨が上がった。



北沢税務署 森内署長 着任挨拶

公益社団法人北沢法人会の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

７月の人事異動により、北沢税務署長を拝命し、東京国税局情報システム部から転任してまいりました森内隆弘と申します。歴代署長同様、変わらぬご厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

飯野会長をはじめ北沢法人会の皆様には、平素から税務行政の円滑な推進に多大なるご尽力を賜っておりますことに対し、心から御礼申し上げます。

貴会では、「北澤八幡神社例大祭」への出店や公開講演会の開催、地域イベントへの参加といった社会貢献活動のほか、各支部での税務研修会の開催や税金クイズ、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」、青年部会による租税教室など、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に取り組まれており、その熱意とご尽力に対しまして、深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

私も先般開催された北澤八幡神社例大祭に参加させていただきました。祭典式にも参列し、地域の伝統と文化が大切に受け継がれている様子を拝見するとともに、多くの方々の地域に対する熱い思いに触れることができました。また、飯野会長とともに神輿の宮入を見学させていただきました。当日はあいにくの雨でしたが、大勢の担ぎ手や見物客の皆様で賑わう様子を拝見し、感動いたしました。縁日出店含め、こうした地域社会とのつながりを大切にされる北沢法人会の活動は誠に意義深く、改めて深い敬意を表する次第であります。

私ども税務当局といたしましては、貴会との連携・協調を一層深めながら、貴会の発展と円滑な事業運営に向けて引き続き努めてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、既にご承知の事と存じますが、飲食料品の消費税率を来年４月から２年間、１％に引き下げるなどの内容が盛り込まれた大綱が９月 15 日に閣議決定されました。国税当局においては、国税庁ホームページに特設サイトを開設し、制度周知用リーフレット等を順次、公表するなど、事業者等の皆様に対する丁寧な周知・広報並びに相談対応を行っております。法人会の皆様におかれましては、前広な周知・広報について、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、北沢法人会のますますの御発展、並びに会員の皆様方の御健勝と事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

北沢税務署長　森内　隆弘

北沢税務署新幹部ご紹介

①出身地　②趣味　③抱負･モットー

署　長



森内（もりうち） 隆弘（たかひろ）
①埼玉県
②旅行
③元気があれば何でもできる。

副署長（法担）



中神（なかがみ） 宏史（ひろし）
①鹿児島県
②ソフトボール
③吾唯足るを知る。

副署長（総担）



石井（いしい） 直（すなお）
①山口県
②旅行
③遊び心を忘れずに。１年間よろしくお願いします!

総務課長



黒川（くろかわ） 章一（しょういち）
①静岡県
②バレーボール
③縁を大切にしたいです。

法人１部門統括官



鳥倉（とりくら） 彰男（あきお）
①東京都
②野球、旅行
③明るく元気に。１年間よろしくお願いします。

法人２部門統括官



阿達（あだち） 和則（かずのり）
①東京都
②ハイキング
③1年間よろしくお願いします。

法人３部門統括官



鈴木（すずき） 隆夫（たかお）
①東京都
②家庭菜園　ドライブ
③健康第一。　１年間よろしくお願いします。

法人４部門統括官



猪俣（いのまた） 美恵（みえ）
①福岡県
②散歩
③明朗快活 よろしくお願いします。

法人税等審理担当



濱田（はまだ） 拓真（たくま）
①宮崎県
②テニス
③会活動をしっかり支援できるよう頑張ります。

源泉審理担当



倭文（しとり） 健輔（けんすけ）
①埼玉県
②音楽鑑賞
③1年間宜しくお願い致します。

■転任された幹部の方々（主として法人課税関係）

前　職　名	氏　名	転　出　先
署長	堀込　進	東京国税局　総務部情報システム課
副署長（総担）	岡本　慎也	国税庁　広島派遣監督評価官
法人課税第1部門 統括国税調査官	安保　学	相模原税務署　総務課長
法人課税第2部門 統括国税調査官	吉田　麻紀	相模原税務署　法人課税第２部門統括国税調査官

特殊な環境下、過酷な環境下でも優れた摺動特性と安定性を発揮する、固体被膜潤滑剤･各種機能被膜。
東洋ドライルーブ株式会社
TOYO DRILUBE CO.,LTD.
https://www.drilube.co.jp
代表取締役 飯野 光彦
〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
TEL.03-3412-5711　FAX.03-3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する
株式会社大成出版社
https://www.taisei-shuppan.co.jp/
〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL.03-3321-4132　FAX.03-3327-3777


正副会長・役員


青年部会


女性部会

北沢税務署への表敬訪問

北沢法人会では、7月10日付の北沢税務署の人事異動に伴い、正副会長、青年部会・女性部会の2グループにわかれ、7月16日（木）に北沢税務署を訪問しました。

堀込進署長の後任に森内隆弘署長、岡本慎也副署長の後任に石井直副署長が着任され、法人会担当の法人課税第一部門では安保学統括官の後任に鳥倉彰男統括官が着任されました。中神宏史副署長と、濱田拓真上席国税調査官は留任となりました。

正副会長・顧問・総務委員長、青年部会・女性部会の2グループにわかれて、署の幹部のみなさまと初顔合わせをしました。はじめに、当会役員から挨拶、自己紹介があり、そのあと森内署長をはじめ、幹部のみなさまのご挨拶、自己紹介をうけました。

森内署長からは「楽しい署にしていきたい」とのお言葉があり、当会の主な事業、「税に関する絵はがきコンクール（女性部会主催）」「小学生への租税教育（青年部会主催）」「北澤八幡まつり縁日出店（青年部会主催）」などにもご協力いただきながら、署のみなさんと連携して、法人会の活動がさらに充実するものになることを願っています。（事務局）

堀込前署長ほか幹部の方々、離任のご挨拶に来局

令和8年7月10日(金)、署の人事異動で、堀込署長、岡本副署長、安保統括官、伊藤総務課長補佐が離任することとなり、北沢法人会館へご挨拶におみえになりました。

松林顧問をはじめ、広瀬相談役、山﨑相談役、坂田女性部会長らと懇談し、1年間のさまざまな事業を振り返り、署と連携しながら活動できたことを懐かしみました。



堀込前署長ほか、幹部の方々と。


名刺交換後の、飯野会長と森内署長。


懇談会での参加者一同

税務協力団体「意見交換会・税務懇談会」

令和8年7月21日（火）、三軒茶屋のキャロットタワー26階のオークラレストラン スカイキャロットにて、今年も北沢税務協力団体主催の「意見交換会・税務懇談会」が開催されました。

午後5時30分からの意見交換会は、東京税理士会北沢支部の左右浩正副支部長の開会のことばで始まり、当番幹事を務める同支部の阿部隆支部長がご挨拶。続いて北沢税務署の森内隆弘署長がご挨拶され、黒川章一総務課長より署幹部の紹介がありました。最後に当会の飯野光彦会長が閉会のことばを述べ、意見交換会を締めくくりました。

午後6時からの税務懇談会では、北沢間税会の宍戸啓昭会長の開会のことばに続き、北沢税務署の石井直副署長のご発声で乾杯。署幹部と各税務協力団体の皆様が和やかに歓談し、親睦を深めました。

北沢納税貯蓄組合連合会の島田益吉会長による中締めに続き、一般社団法人北沢青色申告会の尾﨑直人会長が閉会のことばを述べ、盛会のうちに終了しました。税務署と各税務協力団体の連携を深める、有意義なひとときとなりました。

（梅丘副支部長 広報副委員長 細井眞一）


参加者が次々に署長をはじめ職員の方々と名刺交換を行なった。写真は左から、望月代沢・代田支部長、山﨑相談役、内田桜上水支部長。

ACE エースの作業用手袋
機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア
小野商事株式会社
代表取締役 小野 俊英
〒156-0043 世田谷区松原1-38-6
TEL.03-3322-5111（代） FAX.03-3324-0005

ねじでお困りの方はご相談下さい。
ネジの総合商社
株式会社セガワ
k-segawa.jp
代表取締役社長 渡瀬 丈史
〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
TEL.03-3413-0560 FAX.03-3413-2429

建物の企画・設計・監理・土地活用のご相談
株式会社
四季建築設計事務所
代表取締役 坂本 哲
〒156-0043 東京都世田谷区松原2-19-9
TEL.03-3328-1117 FAX:03-3328-1357

愉快な生活の創造と果敢な挑戦
リネンサプライ クリーニング
株式会社玉川繊維工業所
本社:〒156-8510 東京都世田谷区松原3-40-7
パインフィールドビル6階
TEL:03-3327-1111 FAX:03-3327-0016

法人会からの提言

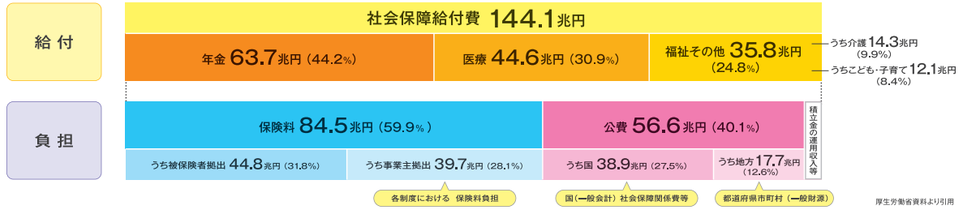
意見広告

未来につながる税・財政の制度設計を。

消費減税にあたっては事業者に十分な配慮を求めます

中小企業を中心とする全国約70万社の会員企業で構成される経営者の団体「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月18日開催の理事会において、「令和9年度税制改正に関する提言」を決議しました。今般、政府・与党は、2027年4月から飲食料品の消費税率を2年間限定で1%に引き下げるとともに、1%分の消費税収に相当する給付金を中低所得者へ支給する方針を決定しました。しかし、社会保障財源に充てることとされている消費税の減税については、物価高対策としての効果が不透明であるうえ、減収分と給付金を合わせた財源も明確に示されていません。さらに、事業者は、2年間の減税のためにレジシステムの改修や社員教育などの対応を迫られ、多額の費用や人手を要するなど、大きな負担を負うことになります。法人会はかねて政府・与党に対し、消費税減税には慎重な対応を求めてきましたが、中小・零細企業に配慮した万全の措置を講じるよう強く訴えています。

社会保障の給付と負担の現状（2026年度予算ベース）



厚生労働省資料より引用



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 斎藤 保
株式会社IHI特別顧問

令和9年度税制改正に関する提言（概要）

Ⅰ 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的な課題であり、財政の持続可能性を高めるために本格的な歳出・歳入の一体的な改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、歳出についても聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業の活性化を促し、地域の中で存在感を発揮してもらうことは、地域経済の活力を取り戻すことにもつながる。地方創生の観点からも政府と地元自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ
(2)「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」等の拡充、本則化
(3) 償却資産に対する課税の見直し
(4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
(5) 中小企業の事務負担軽減　等

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

中小企業における事業主の社会保険料負担は、賃上げに伴い年々増加している。事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含めて税と社会保障を一体的に議論すべきである。

2. 事業承継税制の拡充

中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
(2) 取引相場のない株式の評価の見直し
(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税への対応

社会保障国民会議では、中低所得者の生活を支援する「給付付き税額控除」の導入に向けた議論が行われているが、制度設計にあたっては軽減税率やインボイス制度のあり方についても深掘りした議論が求められる。

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取組んでいます。*健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。

公益財団法人
全国法人会総連合

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。
https://www.zenkokuhojinkai.or.jp

第42回法人会全国大会(茨城大会)





10月8日(木)、(公財)全国法人会総連合 主催、「法人会全国大会　茨城大会」が水戸市民会館にて開催されました。当法人会からは、全法連筆頭副会長でもある飯野会長をはじめ、当会副会長6名が参加し、全国からは約1,500名もの会員が集結しました。

第2部では、全法連税制委員長でもある飯野会長より「税制改正に関する提言」が報告され、約1,500名を目の前に堂々と大役を務められていました。

第3部の懇親会では、北は北海道から南は沖縄まで、全国から集まった会員が茨城名産の料理に舌鼓をうちながら、情報交換を活発に行い、懇親を深めることができました。

（事務局）

令和8年度　初級簿記講座　修了式



東京税理士会北沢支部のご協力のもと、毎年恒例「初級簿記講座」を5月25日(月)から7月6日(月)までの月曜、木曜の週2回、全12回、各日2時間、開講しました。

今回は13名の申し込みがあり、日々の仕事が終わってからの講習に、遅刻や欠席される方もいらっしゃいましたが、早めに来局して自習されている方や、講義の後、個別に質問されている方も多くいらっしゃいました。みなさん、毎回熱心に勉強をされているのがとても印象的でした。

東京税理士会北沢支部所属の3名の先生方も、毎回ひとりひとりの受講生と向き合い、熱心にご指導いただきました。

7月6日(月)の修了式では、中村公益事業委員長からご挨拶、そして森島先生、髙田先生から受講生のみなさんにお言葉をいただき、最後、笑顔で記念撮影をしました。　(事務局)

組織・厚生委員会「福利厚生制度・推進会議」

組織・厚生委員会では10月5日月曜日に「福利厚生制度・推進会議」を開催しました。参加者は43名でした。



中村朱美さん



パネルディスカッション


電子申告・納税システム「e-Tax」のイメージキャラクター、イータ君のお出迎え。



飯野会長あいさつ。


控え室で中村さんと学生パネリストとのミーティング。

公開講演会　株式会社minitts 代表取締役 中村朱美 氏

10月6日（火）18:30から北沢タウンホールにて、株式会社minitts代表取締役の中村朱美さんを講師にお迎えした公開講演会を開催し、200名近い参加者が集まる中、大変好評のうちに終了いたしました。

中村さんは1日100食限定をコンセプトにした「佰食屋」を行列のできる人気店へ成長させ、お客さまにも従業員にもそして環境にも優しい経営の実現により、数々の賞を受賞されています。

当日は司会である公益事業委員のNOBBYさんの開始宣言でスタート。北沢法人会の飯野会長の挨拶の後、講師の中村さんの講演が始まりました。

中村さんは佰食屋が生まれたきっかけやそのコンセプト、また、現在、数多くの会社が抱えている課題やジレンマの解決のヒントについて、関西弁で明快にそして力強く語っていただきました。中村さんが語るメッセージを参加者の多くの方がメモを取られているのが大変印象的でした。

そして、講演会の後には、講師の中村さんと3名の大学生とのパネルディスカッションを開催。公益事業委員会の加納副委員長がファシリテートをしながら進行していきました。

農家を継ぐことを決めている学生やすでに起業している学生などから鋭い質問が寄せられると、中村さんからはこれまでのご自身の経験を踏まえたとても含蓄のある回答をされていました。

また、大学の客員教授でもある中村さんからも学生に対して愛情のある深い質問がされましたが、その質問に真摯に答える学生との積極的なやり取りに、会場全体が聞き入っていました。

そして講演会の最後に中村大路公益事業委員長から謝辞とともに講師に花束が渡され、終了となりました。

今回の講演会は佰食屋というとてもユニークで画期的なビジネスモデルの話に経営者はもちろん参加された多くの方に働くことについて改めて考えるきっかけを与えてくれました。

さらに、講師の中村さんからの、行動が人生を変えます。まずは行動を起こしましょう。といった力強い投げかけが、参加者に元気と勇気を与えてくれる、そんな素晴らしい講演会となりました。

（公益事業委員会　副委員長　加納幸典）


ベビーカステラブース。


かき氷・ドリンクブース。



タカシの焼きそばブース。


射的ブース。


焼き鳥ブース。



たこ焼きブース。


金魚すくいブース。


北沢税務署の方々。

北澤八幡神社例大祭　縁日出店&反省会

9月5日（土）、6日（日）に北澤八幡神社例大祭が行われました。今年も計8ブースの縁日運営を行い、私は昨年に引き続き実行委員長を務めさせていただきました。多くの会員の皆さま、そしてお手伝いの皆さまのお力で、楽しく安全に縁日運営を執り行うことができ、この場をお借りして感謝申し上げます。いままでの経験をもとに、今年も準備を行って臨んだものの、活発化した秋雨前線の影響で週末の雨模様が最大の懸念でした。幸い土曜日はなんとか天気がもち、盛況のうちに一日を終えることができましたが、日曜日は、朝から雨脚が強まり、安全面も考慮した結果、やむを得ず夕刻を前に中止とする判断をいたしました。当日お手伝いとして来ていただいた方々、ご来場予定だった方々をはじめ、楽しみにしてくださっていた皆様には残念な思いをさせてしまい、この場をお借りしてお詫び申し上げます。

今回のお祭りも、皆様のお力添えによって成り立ったことは先述の通りですが、特に事前の準備にあたっては、事務局のお三方に多大なご尽力をいただき、綿密な準備のおかげで当日も円滑に運営を進めることができました。また、青年部会のメンバーも年を重ねるごとに練度が高まってきており、当日も各所運営を安心して任せることができました。前実行委員長の東さんや正副青年部会長のサポートにも感謝しております。

また、今年度は運営方針のひとつとして、今後を見据え、お祭りに関わってくださる方の裾野を広げることを掲げて取り組んでまいりました。様々な関係団体や新しいメンバーにも積極的な声掛けを行い、青年部会生野さんに初参加の方向けのしおりを作っていただきました。結果として多くのお手伝いの方に来ていただき、お祭りに関わる楽しさを知っていただけたと思います。新たな担い手の輪が少しずつ広がりつつあり、今後に向けて明るい傾向となっているのではないかと感じております。

来年以降も、地域の皆様に愛され続ける北澤八幡まつりであるために、関わってくださる方の輪をさらに広げながらバトンを繋いでいけたらと思います。引き続き、皆様のご支援、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

9月18日に北澤八幡祭り縁日の反省会、そしてその後打ち上げを実施致しました。今年は荒天による中止ということもあり、十分な検証ができたわけではありませんでしたが、ポジティブな発見や様々なご意見をいただきました。来年以降のお祭りをより良くしていけるよう活かして参りたいと思います。その後の打ち上げでは初参加の方もいらっしゃったり、飯野会長の差し入れもあったりと、今年のお祭りの締めとして盛会となりました。ありがとうございました。

（青年部会幹事　おまつり実行委員長　吉村捷平）



飲食料品に係る２年間の消費税率引下げについて

国税庁
令和8年9月

本リーフレットは、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(令和8年9月15日閣議決定)において示された改正案の内容を説明したものです。この内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、飲食料品に係る消費税率が１％(国・地方合計)に引き下げられます。

1 対象品目と適用税率

- 税率1%の対象とされるのは、**飲食料品の販売**及び保税地域から引き取られる飲食料品となります。
  - ✓ この範囲は、令和9年3月31日以前において**税率8%の対象である飲食料品の範囲と同様**です。対象品目の詳細については、**軽減税率制度Q&A(個別事例編)**をご覧ください。
- 適用税率(令和9年4月1日から令和11年3月31日まで)は次のとおりです。

	飲食料品	新聞の定期購読	その他
消費税率 (地方消費税率を含む)	1%	8%	10%

税率の適用に当たり、次の経過的な取扱いが設けられます。

2 税率変更に伴う経過的な取扱い

- 税率が引き下げられる令和9年4月1日以後に行われる飲食料品の販売であっても、一定の**定期供給契約**や**通信販売**に基づくものについては、**これまでどおり税率8%が適用**されます。
  - ✓ 税率1%を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます。

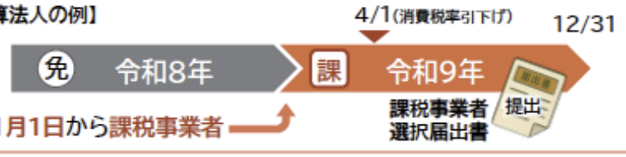
売上げに係る税額より**仕入れに係る税額が大きくなる場合**、課税事業者として一般課税(本則課税)で申告することで、**消費税の還付**を受けられます。

今回の改正では、必要な届出書の提出時期について、次の特例が設けられます。

3 免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う免税事業者は、**令和9年4月1日の属する課税期間中**(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に**「課税事業者選択届出書」を提出**すれば、その課税期間から課税事業者となることができます。

【個人事業者・12月決算法人の例】



- ✓ この特例を適用する場合、令和9年1月1日から課税事業者となり、1月から3月までの**飲食料品の販売**については、税率8%が適用されます。また、令和9年及び令和10年の2年間は課税事業者となります。
- ✓ ただし、**インボイス発行事業者の登録を受ける場合、課税期間の途中**(例えば、税率引下げにあわせて令和9年4月1日)**から課税事業者となることができる経過措置**もあります。

4 簡易課税から一般課税(本則課税)になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う簡易課税事業者は、**令和9年4月1日の属する課税期間中**(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に**「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出**すれば、その課税期間から**一般課税により申告**することができます。
- また、簡易課税を選択した場合、2年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の販売を行う簡易課税事業者の**令和9年4月1日の属する課税期間**については、**この2年間の継続適用要件**(いわゆる2年縛り)**は適用しない**こととされます。

飲食料品の販売を行う簡易課税事業者について、**税額の計算方法に関する特例**が設けられます。

5 簡易課税制度の計算方法の特例

※ 2割特例・3割特例を適用する場合も同様です。

- 簡易課税制度を適用して申告する場合、業種区分にかかわらず、**飲食料品の販売**(1%対象)**に係る売上税額と同額の仕入税額を計上することとされます**(この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。)。

計算例

	みなし仕入率	売上金額
・飲食料品の小売	【第2種(80%)】	2,000万円(税20万円)
・雑貨などの小売	【第2種(80%)】	300万円(税30万円)

税率1%



売上税額 50万円(20万円+30万円) − (飲食料品に係る仕入税額 20万円(売上税額と同額) + みなし仕入率による仕入税額 24万円(30万円×80%)) = 納付税額 6万円

飲食料品の販売を行う事業者について、**中間申告税額を軽減できる特例**が設けられます。

6 中間申告制度の特例

- 令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その直**前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率1%**(引下げ後の消費税率)**が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額**(国、地方の税額。税額がなければゼロ。)を記載した、**仮決算による中間申告書を提出**することができます。
  - ✓ 消費税率引下げの終了時においても、直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率8%が適用されたものとして中間申告税額を計算できる特例が設けられます。

価格表示について、**値札の貼り替え等に係る事務負担に配慮した特例**が設けられます。

7 飲食料品の総額表示義務の特例

- 税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、**令和9年2月1日から5月31日までの間は**、飲食料品について、**実際の支払額と誤認させない掲示等をしていることを条件に、税率8%又は1%での総額表示をしておくことが認められます**(新旧税率の混在による表示も認められます。)。
  - ✓ 「困難な事情」とは、例えば、「夜間の値札の貼り替え作業に対応できない」、「カタログや商品パッケージ自体に価格が印字されている」等の理由から、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない場合が該当します。
  - ✓ 消費税率引下げの終了時(令和11年2月1日から5月31日)においても同様の特例が設けられます。

◆ 消費税率引下げに関する一般的な**お問い合わせ**は、以下で受け付けています。

消費税軽減税率・インボイスコールセンター
専用ダイヤル 0120-205-553
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く。)

◆ そのほか、消費税率引下げについて、詳しくは国税庁ホームページの**特設サイト**をご覧ください。

消費税率引下げサイト

ソフトウエア

会計や給与計算･販売管理などはソフトウエアを利用するのが一般的で、従来の買い切型だけではなく、クラウドサービスを利用することも多いと思います。そこで今回はソフトウエアの利用料の会計税務処理についてみていきます。

→ソフトウエア利用料は、「クラウド型」か「買い切り型」で取り扱いが異なる

□**クラウド型**

クラウド型は、ネット経由でソフトウエアを利用するもので、所有権はないものです。freee、マネーフォワード、キントーンなどが代表例です。この場合には、サービスに対して支払いをするため、その利用期間に対応して費用処理を行います。勘定科目は、支払手数料や通信費などを使用します。

□**買い切り型**

買い切り型は、ソフトウエアを購入して継続利用できる権利を得るものが該当します。弥生会計、販売王などが代表例です。

勘定科目は、無形固定資産のソフトウエアなどを使用します。

さて、このソフトウエアですが、取得価額によって取り扱いが異なってきます。

･10万円未満

一括で費用処理（経費計上）します。勘定科目は消耗品費などを使用します。

･10万円以上（通常）

無形固定資産として法定耐用年数で償却します。勘定科目は、ソフトウエアなど。

･10万円以上20万円未満

一括償却資産として3年で均等償却をすることができます。

･40万円未満（中小企業特例）

令和8年4月1日以後に取得した40万円未満（令和8年3月31日以前は30万円未満）の固定資産は、青色申告をする中小企業や個人事業主なら全額を経費にできます。

なお、年間合計300万円が限度で、従業員数400人以下の規模が対象となります。

勘定科目は、消耗品費などを使用します。なお、この特例を適用する場合には、申告書に明細を添付することが要件になります。

→ソフトウエアに関連する支出の取り扱い

ソフトウエアに関連する支出の取り扱いには、注意が必要です。

例えば、ソフトウエアを購入するのに支出した運賃は、資産の取得に係る付随費用として、資産の取得価額に算入します。

では、社員をソフトウエアの操作講習会に参加させたトレーニング費用(テキスト代、講師報酬、研修会場費、旅費等)はどうでしょうか?トレーニング費用は、ソフトウエアを利用するための事後費用であり、取得価額を構成するものではないことから、発生した事業年度の費用となります。

こうした支出の取り扱いについて、まとめたものが以下です。

区分	支出項目	内容
資産	購入対価	ソフトウエア本体の購入代金
	カスタマイズ費用	自社仕様への改造･調整費
	動作テスト	システム稼働前の試験運用
	機能追加	機能増強、処理速度の向上など
費用	トレーニング費	社員教育操作講習会
	データ移行費	旧システムから新システムへのデータ移行
	保守･サポート契約費	アップデート年契約料
	クラウド型利用料	月額、年額利用料

→資産計上したソフトウエアの償却

無形固定資産として計上されたソフトウエアは、法定耐用年数が5年であり、他の無形固定資産と同様に「定額法」または「旧定額法」で償却することとなります。

→クラウド型ソフトウエアが利用できる特例

今、クラウド型ソフトウエアを導入し、年契約料として12万円を支払いました。

このうち、当期の利用期間は3か月で、残りの9か月は翌期に該当します。

この場合は、当期利用分を費用とし、翌期利用分を前払費用とするのが原則的取り扱いで、次のようになります。

購入時:（支払手数料）12万円　（現 金 預 金）12万円

決算時:（前 払 費 用）　9万円　（支払手数料）　9万円

ところで、法人税法には、短期前払費用の特例があります。

法人が、前払費用の額で、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、上記の「前払費用」にかかわらず、その支払時点で損金の額に算入することを認めよう、というものです。

そこで、考えてみると、上記の例では、年契約料の支払いが、当期分は3か月、翌期分が9か月であり、この翌期分は支払日から1年以内に提供を受けるソフトウエア利用料を当期中に支払ったものであることから、これは当期の費用とすることができるのです。

ですから、当期に支払ったクラウド型ソフトウエアの年契約料の支払額は、当期の損金に算入することができるのです。

■東京税理士会･北沢支部の紹介

私たち税理士会は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てるよう日々邁進しております。何か税務の事でお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会･北沢支部
〒156-0043　世田谷区松原6-1-10　アイリンマンション3階
電話　03-3322-7894　FAX　03-3323-3571
メール　kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

■執筆者の紹介



･税理士:川辺洋二
･事務所:川辺会計事務所
世田谷区代田5-34-8カーサ下北沢103
電話:03-5433-8380
http://kawabe-kaikei.com/
･主な著作:「コストダウンのための原価のしくみ（日本能率協会）」他
･主な講演先:早稲田大学･日本FP協会

同一労働同一賃金のルール改正

令和8年10月1日から、パートタイム･有期雇用労働者の待遇改善に向けたルールが改正されました。会社では労働条件通知書の見直しに加え、正社員との賞与･退職手当、各種手当、福利厚生等の待遇差が合理的に説明できるかを点検することが重要です。

1.雇い入れ時の労働条件明示が追加

パートタイム･有期雇用労働者を雇い入れる際、従来の「昇給･賞与･退職手当の有無、相談窓口」に加え、正社員等との「待遇の相違の内容･理由等について説明を求めることができる旨」を明示する必要があります。違反した場合は10万円以下の過料の対象となります。

〈労働条件通知書の記載例〉

次の窓口に対して通常の労働者との間の待遇の相違（内容･理由）等について説明を求めることができる。	
部署名	
担当者職氏名	（連絡先　　）

2.賞与･退職手当の待遇差を点検

賞与･退職手当には「労務の対価の後払い」「功労報償」など様々な目的があります。その目的がパート･有期雇用労働者にも当てはまる場合、職務内容等の違いに応じた均衡のとれた支給となっているかを確認します。

「正社員人材の確保･定着」の目的や、定年後の継続雇用であることだけで待遇差が当然に合理化されるわけではありません。制度の目的と実際の運用を整理しておくことが大切です。

3.各種手当･福利厚生も確認

無事故･家族	業務内容･継続勤務の見込み等から確認
住宅	転居を伴う配置変更等の支給条件を確認
福利厚生	料金･割引率等に不合理な差を設けない
病気休職･休暇	継続勤務等を踏まえ保障･付与を確認
褒賞	勤続期間など制度目的に照らして確認

＜待遇差を点検するときの考え方＞

● 待遇ごとに「何のために支給･付与しているか」を整理し、その目的がパート･有期雇用労働者にも当てはまるかを確認します。

● 職務内容、職務内容･配置の変更範囲、その他の事情に違いがある場合は、その違いと待遇差との関係を説明できるようにしておきましょう。

● 制度上は同じでも、実際の運用で利用条件や評価方法に差が生じていないか確認することも重要です。

4.公正な評価･能力開発

賃金を決める際は、職務内容、成果、意欲、能力、経験等を公正に評価し、昇給等へ適切に反映することが望まれます。正社員と共通する職務について、共通の賃金制度や評価項目を設けることも一例です。

また、パート･有期雇用労働者にも職業能力開発法が適用されます。必要な職業訓練や、自ら教育訓練を受ける機会の確保に必要な援助等に努めます。

5.就業規則と過半数代表者

パート･有期雇用労働者に関する就業規則を作成･変更するときは、各事業所のパート･有期雇用労働者の過半数を代表する者の意見を聴くよう努めます。代表者は管理監督者ではなく、投票･挙手等の民主的な方法で選出された者であることが必要です。

代表者として正当な行為をしたこと等を理由とする不利益取扱いは禁止され、意見聴取に必要な事務スペースや機器の提供等への配慮も求められます。

6.正社員転換･待遇差の説明

● 正社員等への転換制度を設け、契約更新時の面談等で本人の意向を確認します。

● 待遇差の説明を求められた場合は、資料を用いた口頭説明や、必要事項を記載した分かりやすい資料を交付します。

● 説明の求めがなくても、契約更新時等に待遇差の内容･理由をまとめた資料を交付するなど、周知に努めます。

7.就業規則のポイント

今回の改正を機に、就業規則、賃金規程、賞与･退職金規程、手当･休暇制度と実際の運用が一致しているかを確認しましょう。不合理な待遇差を解消する際は、正社員の労働条件を単純に引き下げるのではなく、パート･有期雇用労働者の待遇改善を基本に検討します。

参考資料:厚生労働省「パートタイム･有期雇用労働者に関するルールが変わります（令和8年10月1日施行）」令和8年4月作成　リーフレットNo.11

レジリエンス社会保険労務士法人
Resilience
レジリエンス社会保険労務士法人
社会保険労務士
武石 晃一
〒154-0017　東京都世田谷区世田谷1-33-2
TEL. 03-6407-9307
Email: info@resilience-sr.jp
URL: https://www.resilience-sr.jp

ペンギン先生は、下北沢で開業している弁護士ですが、いつも寝てばかりいます…。
そんな居眠りペンギン先生に、今日はこんな相談がきました。

No.38 ペンギン先生の居眠り法律相談所

弁護士 山﨑由紀子

「親しき仲にも礼儀あり」の巻

ーすし徳にてー

寿司屋の大将:いらっしゃい!今日は脂ののった戻りガツオと、秋刀魚の握りがおすすめですよ!

ペンギン先生:おぉ~!秋はやっぱりこれですね。じゃあ両方と、ひやおろしを1杯お願いします。

大将:まいど!……はぁ。

ペ:おや?大将、ため息なんかついてどうしたんですか?また恋煩いですか?

大将:違いますよ!!(その話はもう勘弁してください…)実は先週、酔っぱらったお客さんがアルバイトの子に絡みましてね。「秋刀魚が小さい!」「客をなめてるのか、土下座しろ!」「こんな店、SNSで晒してやる!」って、閉店後も1時間以上居座ったんですよ。その子、すっかり怖くなっちゃって「もう辞めたい」って泣いてるんです。秋は書き入れ時なのに、人手が足りなくなったらどうしよう…。

佐々木部長:こんばんは~!あ、ペンギン先生!大将、とりあえず生ビールで!

ペ:佐々木部長、ちょうど今カスハラの話をしていたところなんですよ。

佐:カスハラ!うちのお客様相談室も大変なんですよ~。「レトルトカレーの具が少ない、誠意を見せろ」って毎日同じ人から何時間も電話がきて、担当者がまいってます。

ペ:実は、2026年10月1日から改正労働施策総合推進法が施行されて、カスハラ対策が事業主の義務になったんですよ。会社の規模は関係ないので、すし徳さんも対象です。

大将:えっ!うちみたいな小さな店でもですか?

ペ:そうです。従業員を雇っていれば、従業員をカスハラから守る措置を講じる必要があります。

大将:でも、「お客様は神様」っていうじゃないですか。クレームは全部我慢するのが商売だと思ってましたよ。

ペ:もちろん、お客さんの苦情が全部カスハラになるわけではありません。「注文と違うネタが出てきた」というような正当なクレームには、きちんと対応する必要があります。カスハラに当たるのは、①お客さんや取引先などの言動で、②社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③従業員の就業環境が害される、という3つを全て満たす場合です。

佐:その「社会通念上~」っていうのは、どうやって判断するんですか?

ペ:要求の内容と、要求の手段・態様の両面から判断します。厚生労働省の指針では、土下座の強要、脅迫や暴言、居座り、長時間の電話などが例として挙げられています。

大将:先週のお客さんは、ほとんど全部当てはまってますね…。

佐:うちの相談室にかかってきた電話もですね…。で、具体的に会社は何をしないといけないんですか?

ペ:大きく分けて4つです。1つ目は、「カスハラには毅然と対応して従業員を守る」という方針を決めて、どんな言動がカスハラに当たるのか、カスハラが起きたらどう対処するのかと併せて、従業員に周知することです。

大将:うちだったら、朝の仕込みの時にみんなに話しておけば良いですかね。

ペ:良いですね。お店の入口に「STOP!カスハラ」のようなステッカーを貼っておくことでお客さんへの抑止力にもなりますよ。2つ目は、相談窓口を決めて、従業員に知らせておくことです。

大将:うちは小さい店だから、私が窓口ってことで良いですか?

ペ:大丈夫ですよ。ただし、相談した人のプライバシーが守られることや、相談したことを理由に不利益な取扱いをしないことも、併せて伝えておく必要があります。

佐:3つ目は?

ペ:実際にカスハラが起きた時の対応です。日時や言動を記録して事実関係を迅速に確認すること、従業員を一人で対応させずに責任者が代わること、被害を受けた従業員をケアすること、そして再発防止策を講じることです。

大将:アルバイトの子には、しばらく一人で接客させないようにします。

ペ:4つ目は、特に悪質なケースへの対処方針をあらかじめ決めておくことです。例えば、警告しても止めなければ退店してもらう、出入禁止にする、脅迫や不退去など犯罪に当たり得る行為があれば警察に通報する、といった具合ですね。ちなみに、自分の会社の従業員が他の会社の従業員にカスハラをして、その会社から協力を求められた場合には、事実確認などに協力するよう努めることも求められていますよ。

佐:うちは被害者側ですから、関係ないですね~。そういえばこの前、配送が遅れた運送業者に「社長を連れて謝りに来い!誠意を見せろ!」って電話で1時間説教してやりましたよ。

ペ:…佐々木部長、取引先も「顧客等」に含まれますから、それは立派なカスハラですよ。

佐:え?!!

ペ:年明けに取適法の相談を受けたばかりなのに…。

佐:…明日、菓子折り持って謝りに行ってきます。

ペ:ところで大将、私はこんなに常連なんですから、秋刀魚は大盛りで、常連割引も復活させてくださいよ。じゃないと、グルメサイトに「大将が冷たい」って書いちゃいますよ~。

大将:…先生、それカスハラです。出入禁止にしますよ。

ペ:…お会計お願いします。

執筆者紹介

弁護士法人すずたか総合法律事務所

弁護士 山﨑由紀子



〒105-0001
東京都港区虎ノ門1丁目1番21号　新虎ノ門実業会館9階
TEL. 03-6206-6497　TEL. 03-6206-6498
HP: https://suzutaka-law.com/
Mail: y-yamazaki@suzutaka-lawoffice.or.jp

次回は水口瑛介弁護士（夫）が担当します。

※ペンギン先生に聴いてみたい、ご興味のあるテーマなどありましたら事務局までMailかFaxを。

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- **おうちで今、納付できます！**
- スマホ決済アプリで納付書の **eL-QR を読み取るだけ**で納付ができます。



納付書の下部に eL-QR が掲載

注意事項

- ■**領収証書は発行されません。**
- ■納付手続完了後に**納付を取り消すことはできません。**
- ■eL-QR のない納付書については、上記の方法で納付できません。

詳細は、東京都主税局 HP をご確認ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。
※1枚あたりの合計金額が 30 万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることでも納付できます。
利用できるスマホ決済アプリは東京都主税局 HP をご覧ください。

従業員の退職金準備は

特退共（とくたいきょう）

特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度（中退共）と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会（東法連）が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2025-0008（2025年7月29日）P6965

資料請求 お問合せは TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641　FAX 03-3357-1642
https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp

代沢・代田支部

第1回公開税務研修会　7月22日（水）／参加者:12名／場所:北沢法人会館会議室

講師:北沢税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官 濱田拓真 様

北沢法人会館大会議室にて公開税務研修会を実施しました。
講師には北沢税務署の上席国税調査官濱田拓真氏を迎え「令和8年度税制改正について」ご講演いただきました。
講演では法人税、所得税、消費税について、令和8年度の変更点を解りやすく説明していただきました。
公開研修会の終了後は、会場を梅丘「梅江飯店」へ移動して支部会員会議を行いました。
①10月の上旬の土曜日に旧江戸城の外堀（日本橋川・神田川）を遊覧船で観光する案を実施する。船を降りたあとは、日本橋付近の名店で食事をする。（移動研修）
②今期の会員勧奨は前年度と同じ5件を目標とする。
会議終了後は、梅江飯店の料理とお酒で会員の懇親を深めました。
（代沢・代田支部長　望月章次）



移動研修「日本橋クルーズ」　10月3日（土）／参加者:14名／場所:日本橋川

代沢・代田支部では、移動研修として旧江戸城の外堀（日本橋川）の遊覧（日本橋川クルーズ）を実施しました。
当日は天気にも恵まれ土曜日ということもあり14名の参加者がありました。
日本橋のたもとにある船着き場を出発し、明治44年に完成した日本橋（石橋）の下を通過し明治10年完成の常盤橋（石橋）を船から頭上を眺めました。この常盤橋は大正12年に被災しましたが、当時渋沢栄一氏の寄付により大規模な修復がなされ、その功績を称え橋の横にある公園に渋沢栄一氏の大きな銅像が立っています。また、常盤橋の傍では日本一の高さ（385m）を誇るトーチタワーの工事が進んでいます。
日本橋川は、江戸時代は江戸城の外堀であり、あちこちに江戸城の石垣が残っています。
飯田橋を過ぎると神田川の遊覧になり、仙台の伊達藩が中心になり工事をしたとの説明がありました。
その後隅田川に出て、また日本橋川を遡上し日本橋で下船しました。日本橋の上を走る首都高速の地下化は2040年を目指して工事が進んでいますので、皆さんも是非クルーズ船に乗って江戸・東京の歴史をご覧になってください。　（代沢・代田支部長　望月章次）



経堂支部

経堂まつり　7月18日（土）／参加者:20名／場所:経堂駅前

7月18日、19日の2日間、毎年恒例の経堂まつりが盛大に開催されました。
北沢法人会経堂支部として、初日の7月18日(土)14:00-16:30まで、駅前にブースを構えて、税金クイズを実施しました。6月12日第1回実行委員会、7月6日第2回実行委員会、そして7月17日の前日準備を経て迎えた当日は、20名が参加し経堂支部のチームワーク力が遺憾なく発揮されました。各会員企業の皆さまからの協賛品も瞬く間に税金クイズに参加された方のもとへ、嬉しいことに経堂支部会員でもある日本語学校(青山スクールオブジャパニーズ)に通われているインドネシア人の学生さん達も税金クイズにチャレンジしてくれました!みなさん、新聞奨学生として働きながら日本語を学ばれているそうで、クイズの後は、その場が日本語の日常会話のレッスンの場に!日本語学校の学生の皆さんが、とっても頑張っている姿に思わずエールを送らせて頂きました!
（経堂支部　副支部長　広報委員　岡本のぶ子）



第1回会員会議&納涼会　8月28日（金）／参加者:15名／場所:コジコジハウス

経堂・明大前・桜上水支部健康フェスタ「大人の遠足・高尾山」　10月10日（土）／参加者:13名／場所:高尾山

梅丘支部

公開税務研修会・講習会　6月26日（金）／参加者:21名／場所:法人会館3F

税務研修会講師:北沢税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官 濱田 拓真 様
講習会講師:明治安田生命保険相互会社明大前営業所 大塚一樹 様

「第1回公開税務研修会」「講習会」を開催致しました。税務研修会は、北沢税務署濱田　拓真　氏による、令和8年度税制改正について。講習会は明治安田生命　明大前営業所　大塚一樹　氏による、「健康経営について」でした。その後は梅丘、「寿美吉」にて懇談会をおこないました。　（梅丘副支部長 広報副委員長 細井眞一）





豪徳寺沖縄祭り　10月11日（日）／参加者:18名／場所:豪徳寺商店街

「第20回あきさみよ豪徳寺沖縄祭り」にて税金クイズを行いました。
久しぶりの良い天気の週末で人出も多く、昼前には用意した税金クイズ200枚を全て完了しました。その後は豪徳寺、中華家庭料理「味膳」で懇親会を行いました。
（梅丘副支部長 広報副委員長 細井眞一）

明大前支部

税金クイズ　8月29日（土）16:00~17:00／参加者9名／場所:明大前駅前広場

明大前商店街振興組合主催による「明大前サマーフェスタ&盆踊り」の会場の一部をお借りして、小雨の降る中≪税金クイズ≫を開催させて頂きました。あいにく50枚くらいしかお応えして頂けなかったのですが、集まった支部の方達がテントを離れて出張してまでお子様を発見してはご回答頂いて居りました。終了後、肉汁餃子のダンダダンで反省会をして、その後盆踊りに繰り出し踊ったり、お祭り協力団体の明大祭実行委員の出店的屋さんの品々を買ったりして楽しい時間を過ごしました。　（明大前副支部長　深見敏明）



第1回役員会　6月25日（木）／参加者:7名／場所:魚売街

桜上水支部

第1回公開税務研修会　9月17日（木）／参加者28名／昭和信用金庫上北沢支店ホール

講師:北沢税務署 資産課税第一部門 統括国税調査官　上舞將照 様

北沢税務署の上舞將照氏をお招きし「中小企業の取引のない株価評価について」をテーマに開催いたしました。大会社・中会社・小会社の区分や、それぞれの株価評価方法・計算式について確認しました。また現在議論されている評価方法見直しの背景や注目すべきポイントの解説がありました。研修会後の懇親会でもこの話題への関心は高く、事業承継や自社株について考える良いきっかけとなる、大変有意義な研修会となりました。（桜上水支部 広報委員長 高宮英輝）



第2回会員会議&懇親会　8月20日（木）／参加者:18名／場所:彦や

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守
三東電気工事株式会社
代表取締役　寺腰　忠嘉
〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
TEL.03-3325-5630（代）　FAX.03-3325-5686



千歳台・船橋支部

ちとふな夏祭り　7月12日（日）／参加者:15 名／場所:千歳船橋駅前広場



ちとふなまつりが開催されました。
曇り空で蒸し暑い中、法人会ブースでは、税金クイズ、そして初キャラメルポップコーンの販売を行いました。税金クイズも好調200件。
ポップコーンは豆から弾ける時に子供たちの目が釘付けになりながら美味しいポップコーンを食べていました。
240杯を販売し、時間になってもなかなか終了できませんでした。
いつも皆さんのご協力のおかげで、楽しい時間を過ごすことができました。
（千歳台・船橋支部幹事 広報委員 村上義政）

ちとふな盆踊り　8月16日（日）／参加者:28名／場所:千歳船橋駅前広場



恒例のちとふな盆踊りが開催されました。
今年は例年と異なり、天気は雨。準備からスタート時には結構降っていて、人がまばら。心配していましたが、だんだんと夜に近づくにつれ雨も止み、一気に人も増え賑わいました。
法人会ブースでは、税金クイズ、そして焼鳥、生ビールの販売を行いました。焼鳥は、新規加入していただいた会員の社員の方々が早速お手伝いに来てくださりとても助かりました。毎年のことですが、あっという間に焼鳥1,000本完売。税金クイズ200件。生ビールも完売。
いつもいつも皆さんのご協力のおかげで、楽しい時間を過ごすことができました。
（千歳台・船橋支部幹事 広報委員 村上義政）

南烏山・粕谷支部　7月17日（金）／参加者:28名／場所:烏山区民センター集会室

第一回公開税務研修会　講師:北沢税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官 濱田拓真 様



様々な改正項目の中で、下記につき重点的にお話をいただきました。
・「個人所得税の課税最低限の引き上げ」「物価上昇に合わせた税制改革の基準額の見直し」
・「消費税関連として、適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し」などの
ご説明をしていただきました。

第2部 講習会「自転車の青切符導入について」　講師:成城警察署 交通課長 警部 一柳英之 様



「守りましょう!自転車の交通ルール」のパンフレット及びビデオにて、「自転車安全利用五則（自転車に乗るときに守るべきルールのうち特に重要なもの）」の説明がありました。
第3部 講演会・講習会後、会場にてセッティングを行い、懇親会を行いました。(参加者22名)
（南烏山・粕谷支部幹事　広報委員　飯塚高行）

第2回会員会議&懇親会　9月10日（木）／参加者:10名／場所:烏山区民センター会議室

給田・北烏山支部

第１回会員会議&暑気払い　8月25日（火）／参加者:11名／場所:つぼ八 千歳烏山店

私たちは建物設備・生活インフラの保守管理を通じて、
地域社会の安心と安全を守ります。
エレベーターメンテナンス・防災
株式会社 i-tec24（アイテック ツーフォー）
代表取締役　岩本由起子
〒156-0041世田谷区大原2-7-2
TEL:03-5301-5231　FAX:03-5301-3240

各種広告デザイン
GATT Design
有限会社ガットデザイン
代表取締役 細井 眞一
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-13-13 Y-HOUSE 201B
mobile：090-1461-0365　e-mail：s-hosoi@tea.ocn.ne.jp

青年部会

租税教室　6月19日（金）／参加者:14名／場所:法人会館3F



北沢法人会では6月、4つの小学校で租税教室を実施しました。子どもたちが税を「自分ごと」として考える、体験型の授業です。
実施したのは、6月9日の希望丘小学校、19日の経堂小学校、25日の城山小学校、30日の船橋小学校です。
授業ではまず、身近な公共施設が何によって支えられているのかをパネルで考えました。続くグループセッションでは、子どもたちが自分たちで会社名を決め、売上の異なる架空の会社をつくります。そこで考えたのが「税金にとっての公平とは?」というテーマです。
同じ金額を負担するのが公平なのか、売上に応じて負担するのが公平なのか。仲間と意見を出し合い、発表し、ほかのグループの考えにも耳を傾けました。
こうした学びを通して、税金は「難しいもの」ではなく、暮らしや社会を支える身近なものだと感じてもらえたのではないでしょうか。北沢法人会は今後も、税について考えるきっかけづくりを続けてまいります。（青年部会幹事 広報委員 國分麻里耶）

6月度部会　6月23日（火）／参加者:18名／場所:法人会館

暑気払い　7月16日（木）／参加者:29名／場所:ざうお渋谷

8月度部会　8月19日（水）／参加者:22名／場所:法人会館

女性部会

公開税務研修会　6月19日（金）／参加者:14名／場所:法人会館3F

講師:北沢税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 安保学 様



北沢税務署　法人課税第一部門　統括国税調査官の安保学氏に『酒税法あれこれ』のテーマで講演をして頂きました。酒税法の基本的な考え方、酒税の課税の仕組みなどをわかりやすく、お話しして頂きました。ウィスキーボンボンは酒税法上のお酒にはならない。日本酒の出荷は1.2兆ドルで中国、アメリカにも拡大、ヨーロッパは安定。「すべてのお酒は発酵からはじまる」が印象にのこり、久しぶりの参加の方もいて楽しい研修会となりました。
（女性部会副部会長
広報委員 平塚早苗）

「税に関する絵はがきコンクール」応募用紙等発送作業　6月19日（金）／参加者:14名／場所:法人会館3F

第2回会員会議&納涼会　8月22日（土）／参加者:13名／場所:下北沢・王さんの菜館

地域と共に65年、「セーフティードライバー育成」をモットーとし
充実した設備と「親切・丁寧・心のこもった教習」をご提供いたします。
せたがや自動車学校
〈営業時間〉
平日・土曜 9：00～20：00
日曜・祝日 9：00～19：00
火曜定休日
〒157-0065　世田谷区粕谷１－１４－１４
TEL.03-3302-3141

北沢法人会広報誌第387号　令和8年11月1日発行
ほうじん北沢 秋-11月号
発行所　公益社団法人 北沢法人会
〒154-0022　東京都世田谷区梅丘1-43-1
TEL.03-5450-7121　FAX.03-5450-7122
発行人:飯野 光彦　広報委員長:高宮 英輝
編集委員:細井 眞一　菅原靖
2026.11.01.2000